

農業用ハウスを手厚く守ります



園芸施設 共済



鳥獣害



風水害



病虫害



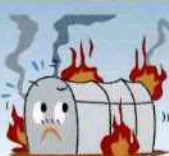
ひょう害



破裂・爆発



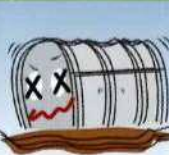
雪害



火災(落雷)



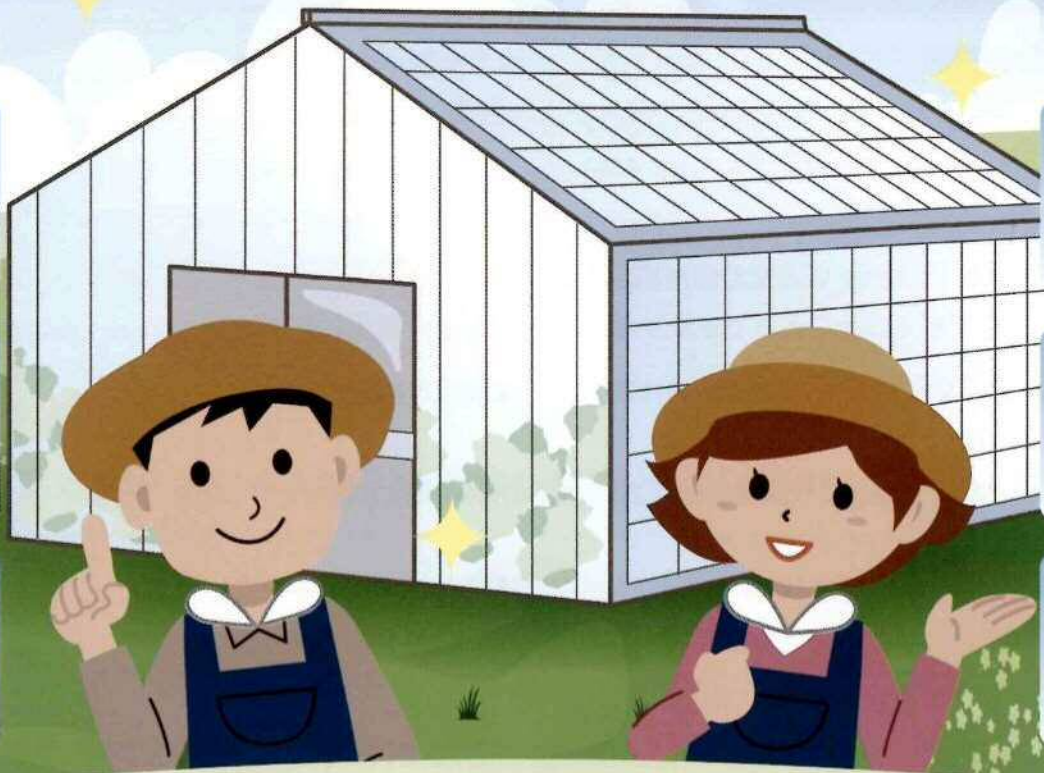
車両の衝突など



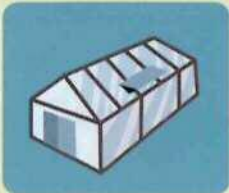
地震・噴火



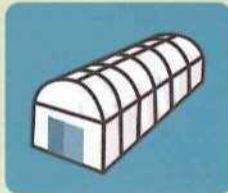
航空機の墜落・
物体の落下



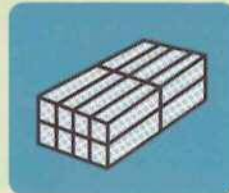
以下の施設等が補償対象です。



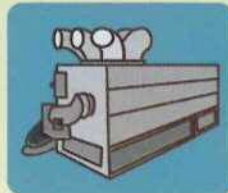
ガラス室



鉄骨ハウス
プラスチックハウス
雨よけ施設・ネットハウス



多目的ネットハウス



附帯施設
温度調節施設
かん水施設など



施設内農作物



撤去費用

所有するすべての園芸施設について加入して下さい。ただし、耐用年数の2.5倍を超えた施設および他の保険に加入している施設については、加入者の申出により除外できます。



安心のネットワーク

NOSAI おおいた 大分県農業共済組合

補償する期間

園芸施設(本体)の補償期間は、**未被覆期間も含めて1年間**です。被覆材の補償期間は、加入者が**申し出た被覆期間**です。

ただし、次に掲げる事由に該当する場合、**共済責任期間**を1か月以上1年未満とすることができます。

- (1) 共済責任期間の始期または終期を統一する必要があること。
- (2) 特定園芸施設の設置期間が周年でないこと。

共済価額(評価額)

園芸施設の共済価額は、施設の型式ごとに予め定められている㎡当たり再建築(新築)価額に設置面積を乗じ、経過年数に応じて減価償却して算定します。この**共済価額**が補償の基準となります。なお、施設内農作物の価額は、「投下した生産費部分を補償する」という考え方になっています。

撤去費用の価額は園芸施設の種類ごとに農林水産大臣が定めた標準的な㎡あたり撤去費用に設置面積を乗じた額です。

補償の内容



① 付保割合の選択

共済価額に対して、どのくらいの**補償割合**で加入するかを選択します。4~8割の間で**棟ごと**に**選択**できます。

② オプションの選択

特定園芸施設(本体+被覆物)に温湿度調整施設などの**附帯施設**、施設内で栽培される**農作物**、被害にあった際の**撤去費用**を加えて加入することができます。掛金の半分は国が負担します。

③ 特約の選択(棟ごとを選択、特約部分の共済掛金は、全額加入者負担です。)

● 付保割合追加特約

付保割合8割を選択した場合に共済価額の1割または2割の補償を上乗せできる特約です。

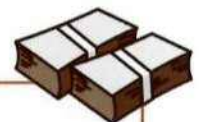
● 復旧費用特約

災害発生に伴う園芸施設(被覆材を除く。)または附帯施設の復旧の費用を補償します。復旧費用特約をつけた場合の共済価額は、新築価額の100%になります。

④ 小損害不填補の選択(棟ごとを選択)

1万円(特約)・3万円(または共済価額の5%)・10万円・20万円・50万円・100万円から選択します。損害額が選択した金額を超えた場合に共済金を支払います。

補償する金額(共済金額)



補償金額
(共済金額)

=

共済価額
(評価額)

×

補償割合

(4~8割、付保割合追加特約選択の場合は9、10割)



農家負担共済掛金等

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ※未被覆期間がある場合は、その期間分割安の共済掛金率を適用します。
- ※31.8mm以上の太いパイプ(もしくは一定の補強をしている)ハウスの場合は掛金率を割り引きます。
- ※共済掛金率は、過去の個人ごとの加入及び共済金の受け取り状況により変わります。
- ※所有するすべての棟の共済金額の合計が1億6,000万円(1年度)まで国が掛金を50%負担します。

$$\text{賦課金} = \text{賦課単価} \times \text{棟数} \cdot \text{設置面積} \times \text{被覆期間}$$

※集団で加入いただくと掛金・賦課金を割り引く制度があります。(特定の適用条件があります。)

小損害不填補の選択により、より加入しやすい保険が設計できます！

標準的な内容 (小損害不填補3万円) または共済価額の5%	→ 小損害不填補 10万円	掛金 約 65%減少!!
	→ 小損害不填補 20万円	掛金 約 80%減少!!
	→ 小損害不填補 50万円	掛金 約 93%減少!!
	→ 小損害不填補 100万円	掛金 約 96%減少!!

※小損害不填補…「損害額がその金額を超えたら共済金を支払う」という基準です。

共済金額はそのまま、掛金を低く抑えられます。

- ※掛金の減少率はハウスの構造や被覆材の種類によって変わります。
- ※共済価額(評価額)以上の小損害不填補を選択することはできません。
- ※賦課金(事務費)については割引になりません。



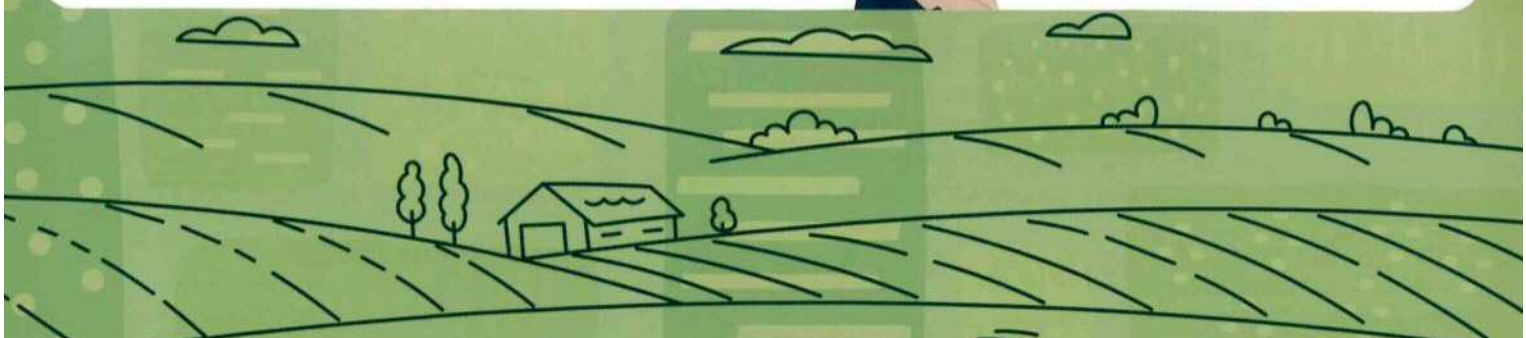
さらに

特約の追加で、古くなったハウスも新品と同等の価額で補償ができます。

補償額



※被覆材については復旧費用が付きません。



共済金の支払い



棟ごとの損害額が、選択した小損害不填補の金額(1万円・3万円(または共済価額の5%)・10万円・20万円・50万円・100万円)を超えた場合に共済金を支払います。

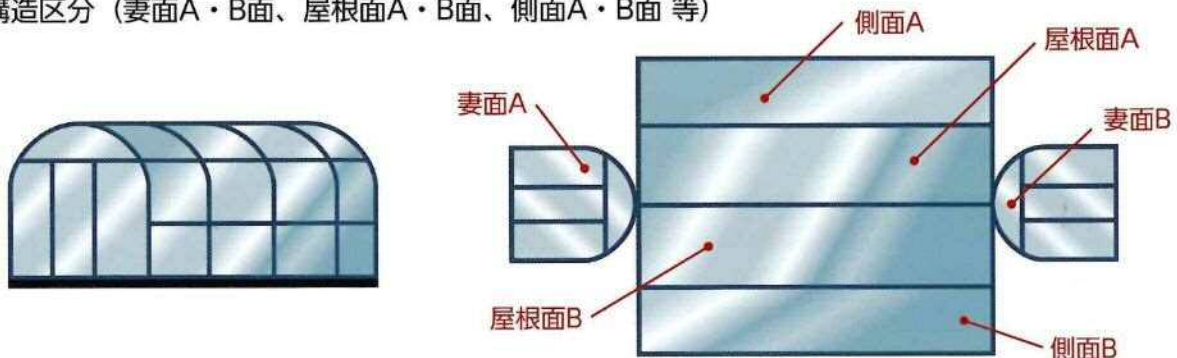
$$\text{支払共済金} = \text{損害額}(\ast) \times \text{付保割合}$$

※損害額…園芸施設本体、被覆材、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用ごとの損害額の合計です。
(撤去費用については、撤去に要した金額が100万円を超える場合または損害割合が50%(ガラス室は35%)を超える場合に支払対象となります。)

被覆材の補償が手厚くなりました。

被覆材について、施設構造区分(※)別ごとの損害割合が8割以上になった場合、同区分ごとに全損として取り扱うようになりました。

※施設構造区分(妻面A・B面、屋根面A・B面、側面A・B面等)



連棟の場合は、棟全体で施設構造区分ごとの損害割合を算出します。また、被覆材は自然に劣化していくものであることから、被覆材の共済価額は、経過年数に応じて減少します。(一般軟質フィルムの場合、3年目で元の価額の25%まで減少します。)更に、加入時から被害発生時までの経過月数(自然消耗割合)に応じて減少しています。一般軟質フィルムの場合最大37%、耐久性軟質フィルム、一般硬質フィルムの場合最大14%を適用します。耐用年数経過後の経過月数に応じた自然消耗割合は適用しません。

異動の通知

以下の場合にはただちにご連絡ください。

- ①譲渡
- ②移転、解体、増築、改築、構造若しくは材質の変更
- ③共済事故以外の事由による破損(軽微なものを除く。)若しくは滅失
- ④他の保険又は共済に付したこと
- ⑤被覆期間の変更など

損害の通知

損害が発生したら、以下の手続きをお願いします。

- ①損害を受けた施設の所在地及び損害の発生日、損害状況の通知
- ②附帯施設の事故の場合、施工業者の見積書の提出
- ③撤去・復旧の場合、施工業者の請求書の提出

注意事項

こんな場合は、共済金は支払われません。

- ・損害額が選択した小損害不填補未満の損害
- ・異動通知のない被覆期間外の被覆材の損害
- ・異動通知後から追加の共済掛金が納入される日までの損害
- ・故意または重大な過失等により生じた損害
- ・自然消耗等により生じた損害
- ・生理障害や薬害による損害(施設内農作物)

お問い合わせ・お申込みは、最寄りのNOSA Iへご連絡下さい。

東部支所

〒873-0015 杵築市大字八坂1802番地2
TEL(0978)63-4466 FAX(0978)63-4461

中西部支所

〒879-4414 玖珠郡玖珠町大字大隈1020番地15
TEL(0973)72-3409 FAX(0973)72-3486

●大分出張所

〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号
TEL(097)576-7461 FAX(097)576-7471

南部支所

〒879-7152 豊後大野市三重町百枝1086番地33
TEL(0974)22-3330 FAX(0974)22-6604

●竹田出張所

〒878-0024 竹田市大字玉来819番地1
TEL(0974)63-2825 FAX(0974)63-2843

北部支所

〒879-0453 宇佐市大字上田1046番地5
TEL(0978)32-1307 FAX(0978)32-0177

本所 〒870-0822 大分市大道町3丁目1番1号

TEL(097)544-8110 FAX(097)544-8242